

21世紀に向けて

自分らしい生き方ができる社会を創ろう

未来へのアクセス パスワードは「個性」



—— 第49回「婦人週間」——

労働省婦人局

21世紀に向けて 自分らしい生き方ができる社会を創ろう

—— 第 49 回「婦人週間」(平成 9 年 4 月 10 日～16 日) ——

主唱 労働省

日本の女性が初めて参政権を行使したのは、昭和 21 年 4 月 10 日の衆議院議員総選挙でした。労働省では、この日を記念して昭和 24 年以来、4 月 10 日に始まる 1 週間を「婦人週間」と定め、女性の地位向上のための広報啓発活動を全国的に展開しています。

近年、女性の地位向上のための法律や制度が整備され、実態面でもかなり平等が達成されてきました。しかし、男女の能力や役割に対する固定的な考え方が今なお根強く残るなど、まだまだ課題が残されています。

私たちが、今後 21 世紀に向けて女性の地位向上を図り、男女平等を実現するためには、このような固定的な考え方をなくし、一人一人が個性をいかし、自分らしい生き方を実現できる社会を創ることが求められます。そのためには、女性だけでなく男性の意識を変えることも不可欠です。

第 49 回婦人週間は「未来へのアクセス パスワードは『個性』」をキャッチフレーズに活動を展開します。

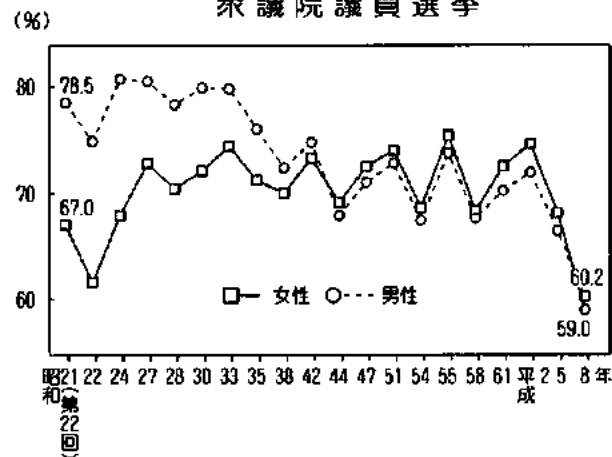
男女がお互いに理解し、協力しあい、自分らしい生き方を実現できる社会を創ることを目指して共に努力していこうではありませんか。

1. 政策決定への参加

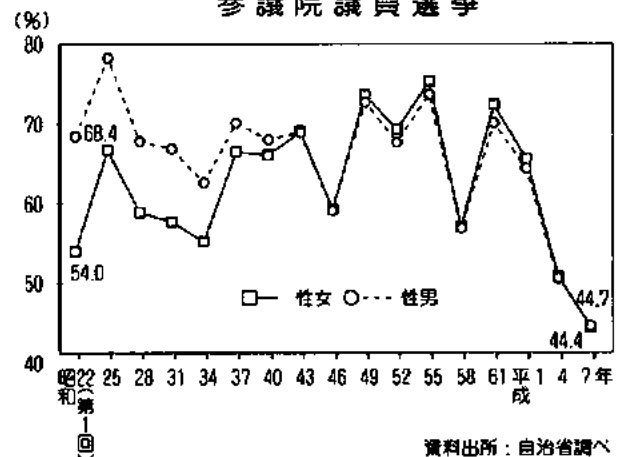
衆議院、参議院議員選挙の投票率は、昭和40年代ぐらからは女性の方が男性より高くなっています。

投票率の推移

衆議院議員選挙



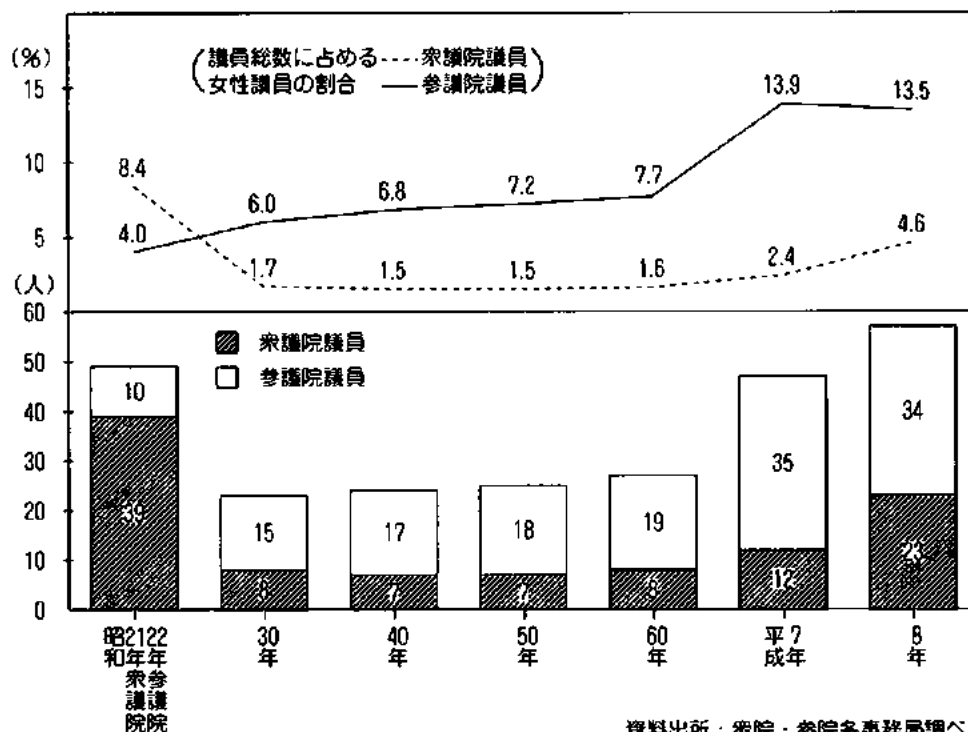
参議院議員選挙



資料出所：自治省調べ

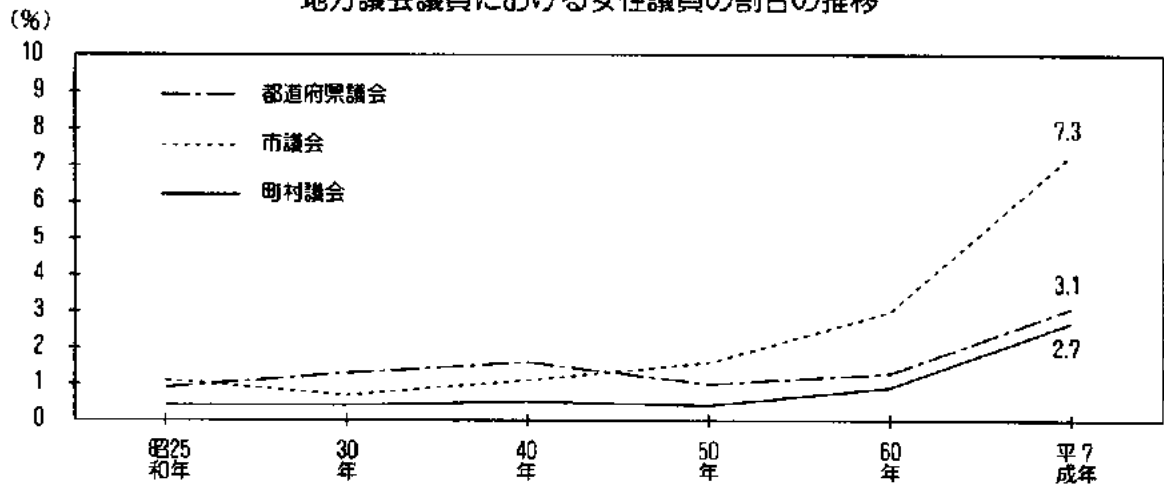
国会や地方議会議員に占める女性の割合は、着実に増加しているもののまだ十分ではありません。

国会における女性議員数と割合の推移



資料出所：衆院・参院各事務局調べ

地方議会議員における女性議員の割合の推移



区 分	総 数	うち女性	女性の割合
地 方 議 会 議 員	64,642 人	2,757 人	4.3%
都道府県議会	2,927	92	3.1
市 議 会	19,050	1,392	7.3
特 別 区 議 会	1,012	145	14.3
町 村 議 会	41,653	1,128	2.7

資料出所：自治省調べ（平成7年12月現在）

国や地方の審議会等委員における女性の割合は着実に伸びています。

国の各種審議会等における女性委員の割合の推移

年	女性委員を含む審議会等の割合	女性委員の割合
昭 和 50 年	30.8%	2.4%
昭 和 60 年	55.3	5.5
平 成 7 年	85.7	13.1
平 成 8 年	88.3	15.5

資料出所：総理府調べ

(注) 地方支分部局等に設置されている審議会を含まない

地方公共団体の審議会等における女性委員の推移（地方自治法第202条の3）

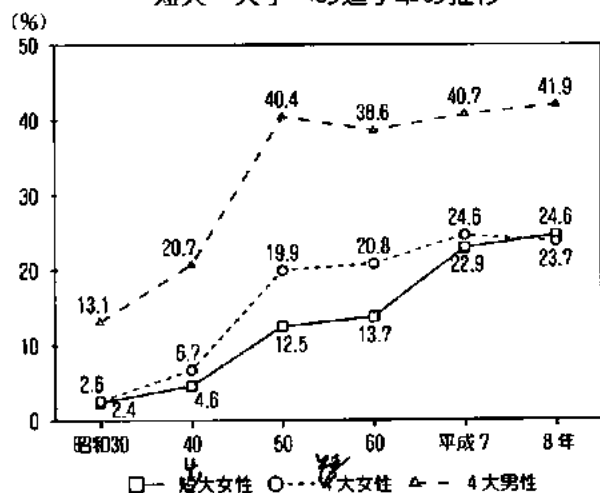
年	女性委員を含む審議会等の割合	女性委員の割合
昭 和 54 年	—%	6.8%
昭 和 60 年	45.9	7.3
平 成 7 年	71.9	11.7
平 成 8 年	75.7	12.6

資料出所：労働省調べ

2. 就学・就職の状況

女子の短大・大学への進学率は年々伸びてきています。また、短大卒・大学卒女性の就職率は上昇を続けていましたが、厳しい経済情勢が続いているここ数年は低下傾向にあります。

短大・大学への進学率の推移

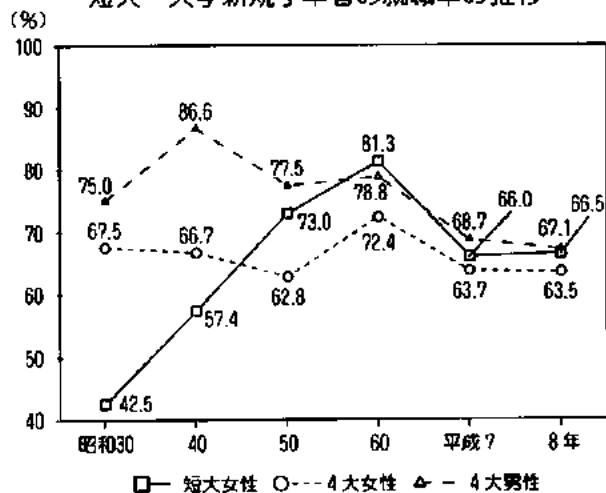


資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 大学・短期大学への進学率

$$= \frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生}} \times 100$$

短大・大学新規学卒者の就職率の推移

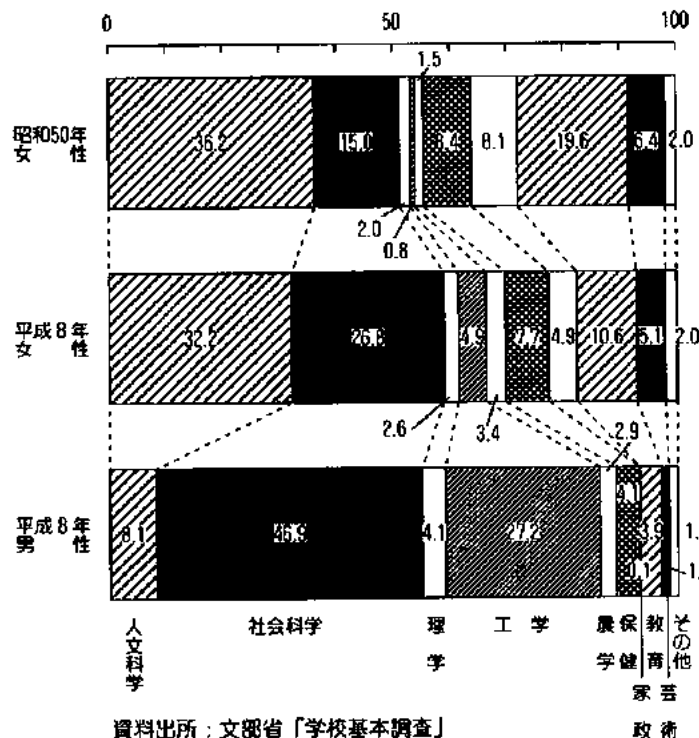


資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 就職率 = $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業生}} \times 100$

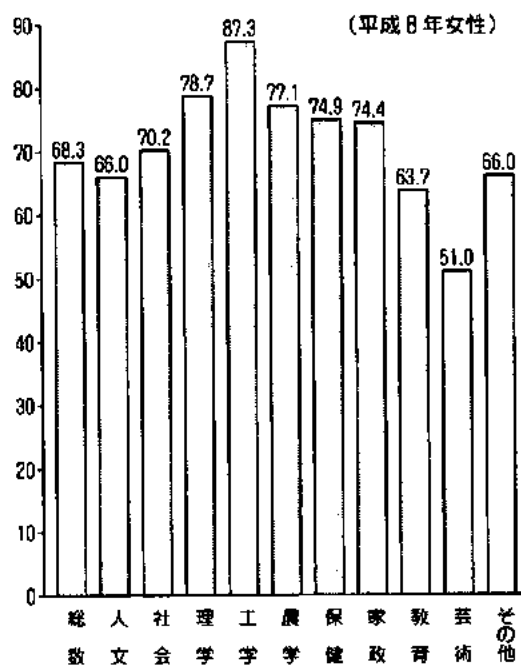
社会科学や理工系分野を専攻する女性の増加がみられます。

専攻分野別4年制大学在学生の割合



資料出所：文部省「学校基本調査」

専攻分野別就職率



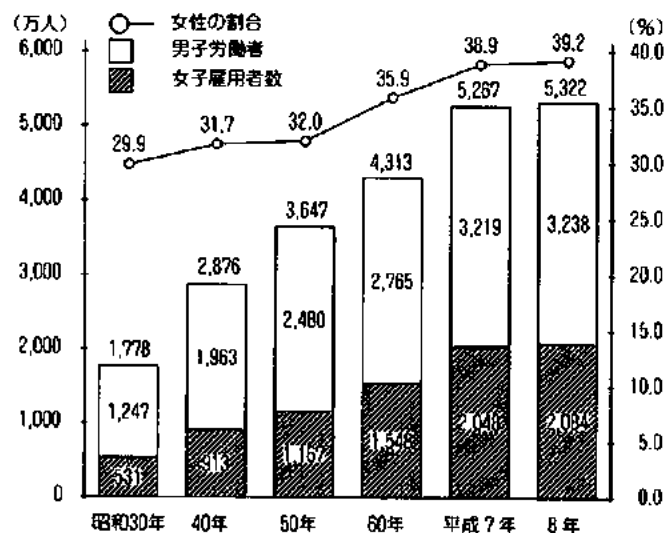
資料出所：文部省「学校基本調査」

(注) 就職率 = $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業生} - \text{進学者} - \text{臨床研究医(予定者含む)}}$

3. 働く女性の現状

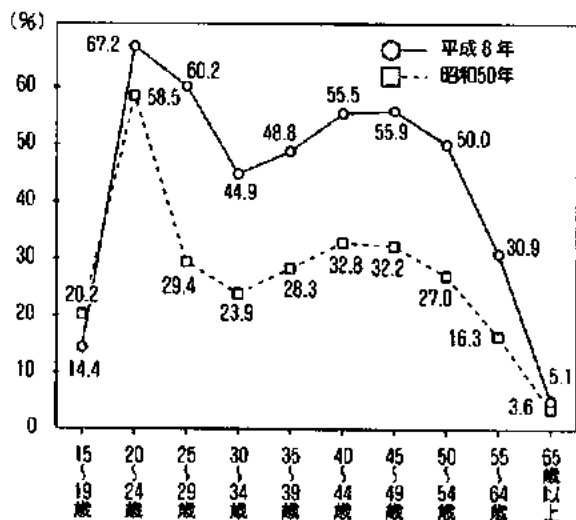
平成8年の女性雇用者数は2,084万人で、雇用者全体に占める女性の割合は39.2%となっています。また、結婚、出産期をはじめ各年齢層において働いている女性の割合が高まるとともに、専門的・技術的職業従事者など従来女性が少なかった職業への進出もみられます。

雇用者数の推移（全産業）



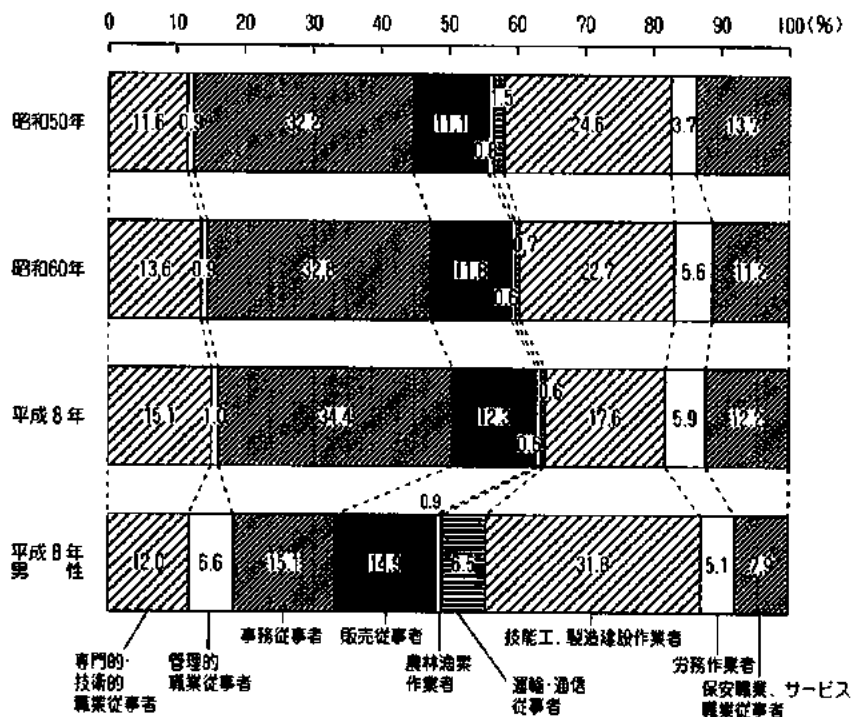
資料出所：総務庁「労働力調査」

女性の年齢別人口に占める雇用者の割合



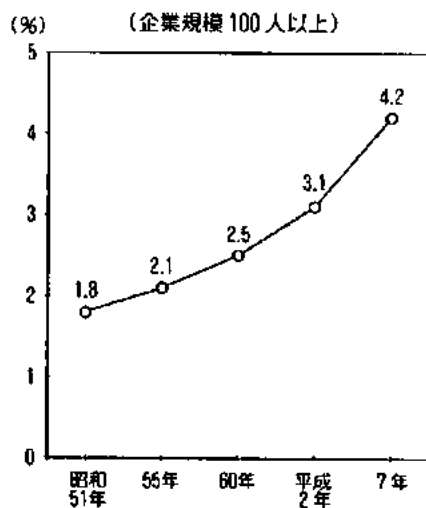
資料出所：総務庁「労働力調査」

職業別女性雇用者の割合



資料出所：総務庁「労働力調査」

企業の役職者における女性の割合



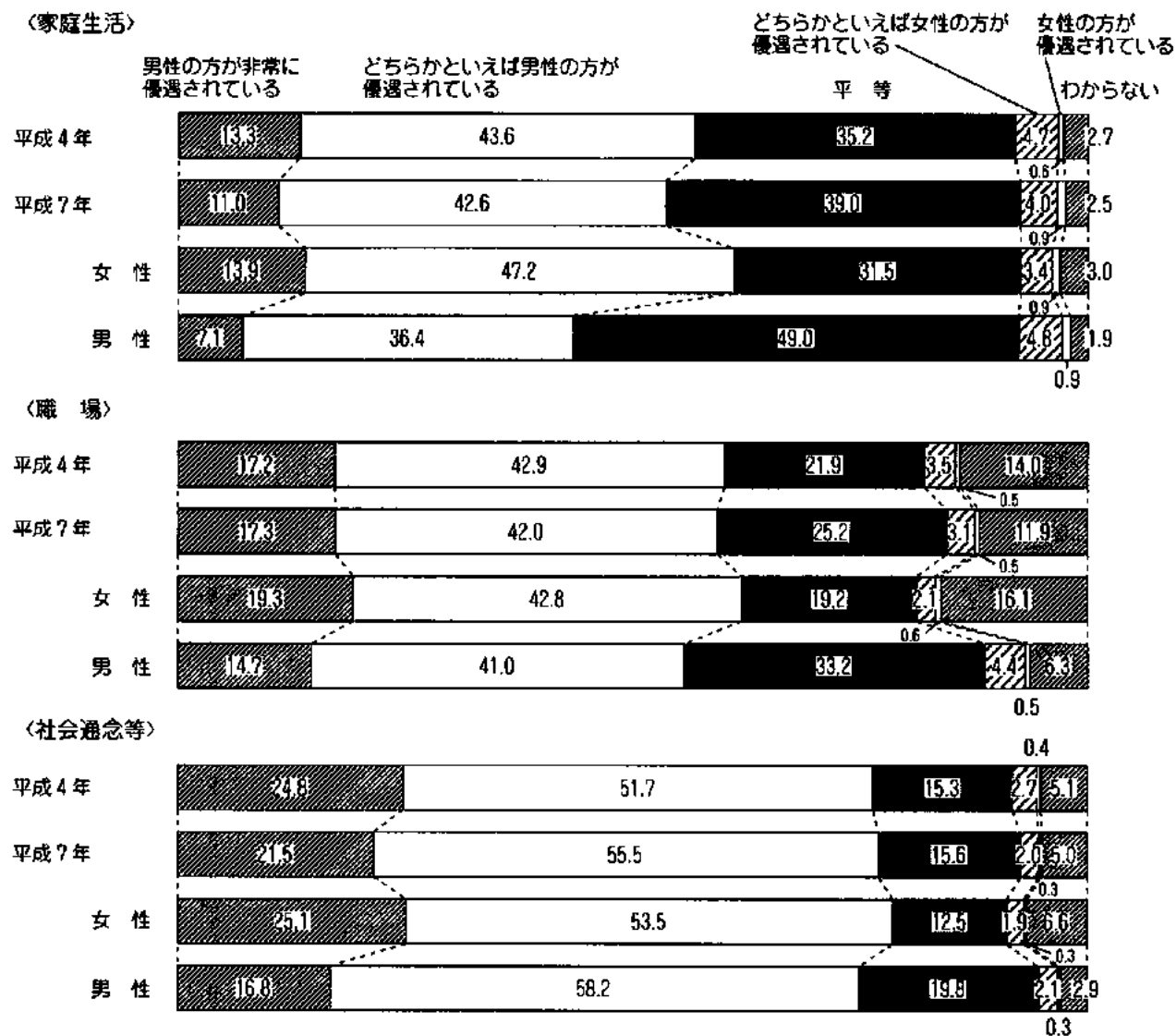
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 役職者＝部長、課長、係長の職にある者、またはそれに相当する職にある者をいう。

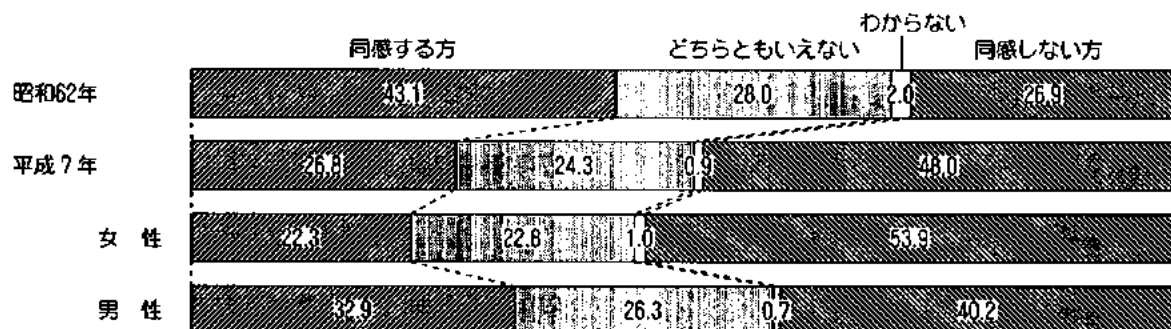
4. 男女平等に関する意識

いろいろな場面で、男女の地位が平等になっていると思っている人が増えてきていますが、「男性のほうが優遇されている」と感じている人がまだ多いのが実態です。一方「男は仕事」、「女は家庭」という考え方について同感しない人が増えていますが、特に若い世代ではその傾向が顕著です。

男 女 の 地 位 の 平 等 感



「男は仕事、女は家庭」という考え方について



5. 婦人週間テーマの変遷と時代背景

回・年	婦人週間の目標、テーマ等	トピックス
第 1 回 (昭和24年)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	(昭和20)・婦人参政権実現 (21)・衆議院議員総選挙で初の婦人参政権行使、婦人議員39名当選 ・日本国憲法公布(22年施行)
第 2 回 (25年)	1. 家庭から職場から封建性をなくしましょう 2. 私たちの権利と義務を知りましょう	(22)・労働基準法公布・施行 ・労働省設置・婦人少年局発足
第 3 回 (26年)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	(23)・都道府県に婦人少年局地方職員室発足
第 4 回 (27年)	婦人の地位の再認識とその向上	(27)・都道府県に婦人少年室設置(地方職員室の改組)
第 5 回 (28年)	婦人の自主性の確立	(30)・国連婦人の参政権条約を批准
第 6 回 (29年)	婦人の実力の涵養	(31)・売春防止法公布(32年一部施行、33年全面施行)
第 7 回 (30年)	社会人としての婦人の実力の涵養 —個人関係・地域社会・職場等において また世論形成者として—	(32)・国連婦人の地位委員会に日本初当選(代表 谷野 せつ婦人少年局長)
第 8 回 (31年)	婦人の力を役立たせる —とくに明るい家庭の建設のために—	
第 9 回 (32年)	婦人の力を役立たせる —とくに近代的な人間関係の確立のために—	
第 10 回 (33年)	婦人の力を役立たせる —正しい協同活動をとおして—	
第 11 回 (34年)	婦人の自主性の確立 —とくに集団との関係において—	
第 12 回 (35年)	生活時間の自主的な設計	
第 13 回 (36年)	次の世代の成長に貢献する —とくに社会のよき一員としての人格形成に—	
第 14 回 (37年)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し、 新しい秩序をそだてるために努力する	
第 15 回 (38年)	婦人が社会的良心を生かしそだてて明るい社会を 築くよう努力する	
第 16 回 (39年)	現代社会における家庭の役わり —産業化と家庭の問題—	
第 17 回 (40年)	わたしたちの文化 —その現状とあすへの課題—	
第 18 回 (41年)	今日における婦人の役わり —進展する社会のなかで—	(41)・いわゆる結婚退職制にもとづく女子労働者の解雇、 無効判決(東京地裁)
第 19 回 (42年)	婦人の能力を生かす	(42)・ILO 100 号条約(同一価値労働、男女労働者同 一報酬)を批准 ・国連「女子差別撤廃宣言」採択
第 20 回 (43年)	婦人の能力を生かす —社会のよき一員として—	(44)・女子従業員の若年定年制に無効判決(東京地裁)
第 21 回 (44年)	婦人の能力を生かす —自主的な生活設計をもって—	
第 22 回 (45年)	婦人の能力を生かす —社会参加と家庭責任—	
第 23 回 (46年)	今日に生きる女性の権利と責任 —婦人参政25周年にあたって—	
第 24 回 (47年)	婦人の地位 —その現状と課題—	(47)・勤労婦人福祉法施行
第 25 回 (48年)	日本を考える —これからの社会と女性の役わり—	
第 26 回 (49年)	日本を考える —これからの社会と女性の役わり— 「物と心」	(49)・婦人の逸失利益に関する判決(最高裁)

回・年	婦人週間の目標、テーマ等	トピックス
第 27 回 (昭和50年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(昭和50)・国際婦人年 ・第60回ILO総会、婦人労働者の機会及び待遇均等を促進するためのILO行動計画採択 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコ)世界行動計画採択 ・義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律公布(昭51年施行)
第 28 回 (51年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる -「婦人の十年」のはじめにあたって-	(51)・国連婦人の十年 ・離婚後も婚姻中の姓を称し得る民法等の一部改正
第 29 回 (52年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(52)・国内行動計画策定 ・労働省 若年定年制、結婚退職制等改善年次計画を策定
第 30 回 (53年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(53)・労働基準法研究会 労働大臣に対し労働基準法の女子に関する規定の基本的問題について報告
第 31 回 (54年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(54)・国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
第 32 回 (55年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる -「婦人の十年」の中間年にあたって-	(55)・国連婦人の十年中間年世界会議開催「女子差別撤廃条約」署名式(デンマーク)
第 33 回 (56年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -家庭で 職場で 地域社会で-	(56)・民法及び家事審判法の一部を改正施行(配偶者の相続分引上げ等) ・男女別定年制に無効の判決(最高裁) ・ILO、男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び同勧告を採択
第 34 回 (57年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -明日を築く役割と責任-	(59)・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案を国会に提出
第 35 回 (58年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -婦人の十年の目標「平等・発展・平和」達成をめざして-	(60)・父系血統主義から父母両系血統主義へ 国籍法・戸籍法改正施行 ・男女雇用機会均等法成立、公布 ・国連婦人の十年世界会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
第 36 回 (59年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -平等・発展・平和をめざす「国連婦人の十年」最終年に向けて-	(61)・男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行 ・婦人少年室に機会均等調停委員会を設置
第 37 回 (60年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -「国連婦人の十年」最終年にあたって-	(62)・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定
第 38 回 (61年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう -男女雇用機会均等法の施行を契機に-	(63)・労働基準法の一部を改正する法律施行 (平成元)・男女雇用機会均等法施行規則等の改正
第 39 回 (62年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう	(3)・育児休業法成立 ・防衛大学校生の女子の受験制限が解除され、国家公務員採用試験における女子の受験制限がなくなった。
第 40 回 (63年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「いま 個性が性を超える」	(4)・育児休業法施行
第 41 回 (平成元年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「女が変わる 男が変わる 社会が変わる」	(5)・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行
第 42 回 (2年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「フレキシブルに 女と男の当然」	(6)・男女雇用機会均等法に基づく指針及び女子労働基準規則改正
第 43 回 (3年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「しなやかに個性 のびやかに女と男」	(7)・育児休業法の改正(介護休業制度の法制化) ・第4回世界女性会議開催(北京) 「行動綱領」採択及び「北京宣言」発表
第 44 回 (4年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「女と男 個性で描く未来形」	(8)・婦人参政権行使50周年 ・男女共同参画2000年プラン策定
第 45 回 (5年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「生き方 フリースタイル 男も女も」	
第 46 回 (6年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「個性で奏でるメロディー 男女で創るハーモニー」	
第 47 回 (7年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「男女で創る新時代 可能性は無限大」	
第 48 回 (8年)	21世紀に向けて 自分らしい生き方ができる社会を創ろう 「はつらつ 生き方自由自在」	
第 49 回 (9年)	21世紀に向けて 自分らしい生き方ができる社会を創ろう 「未来へのアクセス パスワードは「個性」	

ひとこと インタビュー



永井 路子さん

昔は、ある階級以上の家では、子供は乳母が育てました。その立場は、保母であり、学校の先生であり、人生の助言者でもあり、社会的、政治的に意味のある仕事でした。

戦国時代には、男は城の外で戦闘や外交を担当し、女は城の内側で内務省関係の仕事を全て担当していました。

江戸時代には、お城勤めに出て行儀見習いをしたり、老女という秘書官に相当する仕事に従事するなど、いわゆるOLやキャリアウーマンとして働く女性がいました。

歴史を知ると、女性は社会的、政治的、経済的に独立し、男性の添え物でない立派な主人公として生きていたことが分かります。

プロフィール

- 1925年 東京生まれ 茨城県古河町に育つ
- 1944年 東京女子大学国語専攻部卒
- 1949年 小学館入社、編集に携わるかたわら、歴史小説を書く
- 1952年 「三条院記」がサンデー毎日の懸賞小説に入選
- 1961年 小学館退社
- 1964年 「炎環」で直木賞を受賞
- 1982年 「氷輪」で女流文学賞受賞
- 1984年 菊池寛賞受賞
- 1988年 「雲と風と」で吉川英治文学賞受賞



「婦人週刊」(21世紀の女性の地位向上)のシンボルマーク

ウーマン(Woman)の「W」をモチーフに女性の姿とオーバーラップさせて優しさ、温かさ、素晴らしさを表現した。

上部に伸びるシャープなラインは女性の地位向上を力強くアピールする。

左のブルーは海と空(冷静な判断力)、右の緑は大地(継続する力、歴史)、中央の赤はエネルギーを表す。

安部政秀 45歳 デザイナー 熊本県

6. 都道府県婦人少年室

都道府県名	所 在 地	電 話 番 号
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	〒060 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎 〒030 青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎 〒020 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎 〒983 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 〒010 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	011-709-2715 0177-35-1033 019-622-4645 022-299-8844 0188-62-6684
山形 福島 茨城 栃木 群馬	〒990 山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎 〒960 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎 〒310 水戸市北見町1番11号 〒320 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎 〒371 前橋市大手町1丁目1番3号	0236-24-8228 0245-36-4609 029-221-3915 028-633-2795 027-231-5136
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県	〒336 浦和市岸町5丁目8番13号 〒260 千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎 〒112 文京区後楽1丁目7番22号 〒231 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎 〒951 新潟市川岸町1丁目56番地	048-822-4273 043-221-2307 03-3814-5372 045-211-7380 025-266-0047
富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県	〒930 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎 〒920 金沢市西念町103街区12番地 金沢駅西合同庁舎 〒910 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎 〒400 甲府市美咲1丁目2番13号 〒380 長野市旭町1108番地 長野第1合同庁舎	0764-32-2740 0762-31-3086 0776-22-3947 0552-52-6779 026-234-7817
岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県	〒500 岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎 〒420 静岡市追手町9番50号 静岡地方合同庁舎 〒460 名古屋市中区三ノ丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 〒514 津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎 〒520 大津市御幸町6番6号	058-245-3046 054-252-5310 052-951-4191 059-228-2782 0775-23-1190
京都市 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	〒604 京都市中京区岡替町通御池上ル金吹町451番地 〒540 大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館 〒650 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎 〒630 奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎 〒640 和歌山市中之島2249番地	075-241-0504 06-941-4647 078-332-7045 0742-36-1820 0734-22-4743
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	〒680 鳥取市東町2丁目302番地 鳥取第2地方合同庁舎 〒690 松江市東朝日町76番地 労働総合庁舎 〒700 岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎 〒730 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館 〒753 山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	0857-22-3249 0852-31-1161 086-224-7639 082-223-2878 0839-22-8017
徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県	〒770 徳島市徳島町城内6番6号 徳島地方合同庁舎 〒760 高松市天神前5番12号 〒790 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 〒780 高知市鷹匠町2丁目1番42号 〒812 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	0886-52-2718 0878-31-3762 089-935-5222 0888-72-2598 092-411-4894
佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県	〒840 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎 〒852 長崎市岩川町16番16号 長崎合同庁舎 〒860 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎 〒870 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎 〒880 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0952-32-7150 0958-44-4384 096-352-3865 0975-32-4025 0985-25-5531
鹿児島県 沖縄県	〒892 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎 〒900 那覇市久米2丁目30番1号	099-222-8446 098-868-4380

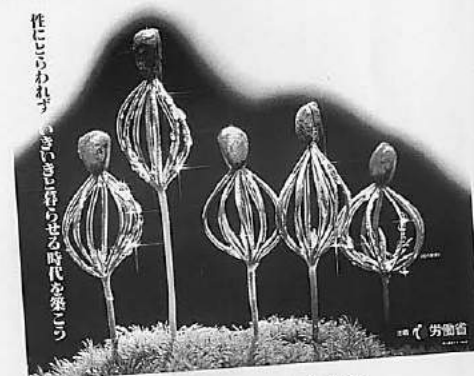


(第2回 S25年)

しおやかに個性
のひかりに女と男

第43回 婦人週間 平成3年4月10日~16日

性にせらわれず
いさよと暮らせる時代を築こう



(第43回 H3年)



(第49回 H9年)



(第40回 S63年)



(第27回 S50年)



(第41回 H元年)